

令和4年1月25日

学生・教職員 各位

学 長

令和4年1月27日以降の新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針について

現在、本学は、[新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針](#)：レベル2で対応しておりますが、令和4年1月27日（木）からレベル3に引き上げ対応することとします。

なお、レベル3の活動指針は以下のとおりとなっております。

(1) 授業

- ・在宅授業の実施
- ・感染防止措置の上、対面授業を一部実施

(2) 教員・研究活動

- ・感染防止措置の上、研究活動の継続
- ・セミナー等の集合形式の活動は自粛

(3) 事務職員、技術職員等

- ・感染防止措置の上、通常どおりの勤務
- ・ただし、公共交通機関を利用し通勤する者、または、職場環境が三密状態となる恐れがある職員等は、在宅勤務等の活用

(4) 会議等

- ・感染防止措置の上、対面会議を行う
- ・可能な限りメール会議又はオンライン会議を行う

(5) 学生の入構

- ・感染防止に留意して、授業や研究、課外活動等のために登校が可能
- ・登校した場合も大学滞在は最短時間とする

(6) 課外活動

- ・感染防止措置の上、必要最小限の時間に限り、全ての課外活動施設での活動が可能（制限あり）

以下の通知も参照してください。

R4.1.24 [新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用 Web フォームについて（通知）【第3報】](#)  
[【健康観察表】](#)

- R3. 11. 15 [新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動について（通知）【第9報】](#)
- R2. 6. 4 [新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する早出遅出勤務の取扱いについて（通知）【第1報】](#)
- R2. 4. 23 [新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業等に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第2報】](#)